

地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ 概要

検討の背景・必要性

- 人口減少等により日常生活における「移動」の問題が深刻化
- 交通分野だけでなく、様々な分野における人手不足等の課題が顕在
- 地域によっては公共交通事業者のみでは、旅客運送サービスを維持することが限界

関係府省庁が連携し、交通のリ・デザインと社会的課題の解決に向け、一体的な検討が必要

地域類型ごとの課題解決に向けた方向性

A：交通空白地など

- 公共交通事業者だけでは移動手段の十分な提供が困難
- ⇒ 地域の輸送資源の総動員・公的関与の強化

連携・協働を推進し、移動手段の確保・持続可能な交通ネットワークの構築を図る必要

B：地方中心都市など

- 公共交通と、各分野の送迎との需要の分散がみられ、公共交通の持続性が課題
- ⇒ 地域の公共交通の再評価・徹底活用

C：大都市など

- 内外から多くの来訪者が訪問（一部時間帯・エリアでは供給が不足）
- ⇒ 利便性・快適性に優れたサービス提供を拡充

D：地域間

- 広域での社会経済活動の活性化が重要
- ⇒ 幹線鉄道ネットワークの機能強化等の取組を検討

● 自家用有償旅客運送制度の見直し及び活用（道路運送法78条2号関係）

● 地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用（道路運送法78条3号関係）

連携・協働の推進に向けた環境整備

環境の醸成

政府共通指針の策定

構成員12省庁の連名による政府としての共通指針を策定し、全自治体に取り組む働きかけ

各分野の指針・通知の策定

各分野の送迎について、
・地域住民の混乗
・公共交通への委託・集約
・空き時間の活用
等を推進するための事項を明確化

カタログ化による支援

連携・協働のプロジェクト例について、データ・支援措置を交えてカタログ化

取組の実装

法定協議会※のアップデート

多様な関係者の参画等による司令塔機能の強化
※地域交通法に基づいて設置される協議会

地域公共交通計画のアップデート

データの活用等により、地域全体を面的に捉えて取り組む計画へ

施策のアップデート

新たな制度、技術の活用による、計画施策の充実・強化

都道府県によるサポート（中小市町村との連携・協働）

国によるサポート

取組の加速化

多様な分野との連携・協働等による取組を、意欲的・先行的に行う自治体について、関係府省庁による重点的な支援を行う枠組みを検討

継続的な連携・協働の取組の確保

連携・協働に向けた取組が継続して行われるよう、KPIを位置付けたうえで、定期的に進捗状況のフォローアップを実施

KPI

目標年次：2027年度
(デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間)

- ✓ 各施設の送迎の見直しに新たに取組む自治体数 100
- ✓ 他分野との連携・協働に先導して取組む自治体数 100

- ✓ 自動運転移動サービスの活用に取り組む箇所数 100
- ✓ AIオンデマンド交通の活用に取り組む自治体数 500
- ✓ 自家用有償旅客運送に取り組む団体数 1,000

政府共通指針の策定（R6.6.28）

政府一体として、関係12府省庁の連名による「**地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針**」を策定し、全自治体に取り組を働きかけ

1. 交通部局及び関連部局との連携の推進

2. 部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用

3. 自家用有償旅客運送の積極的な活用

4. 地域の輸送資源の活用推進

国・自治体・関係者の意識改革を推進



各分野の指針の策定

分野ごとに、

- ・送迎への地域住民の混乗
- ・送迎車両の空き時間の活用
- ・送迎業務の交通事業者への委託／集約

等について、国土交通省と、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の**関係省庁との連名**で、自治体関係部局等へ指針を発出※



分野	関係省庁	指針の内容
教育・子育て・スポーツ	文部科学省	スクールバスの地域住民の利用（混乗）/車両の空き時間活用/交通事業者への委託/地域公共交通への集約に係る取扱いの明確化
	こども家庭庁	部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保
介護・福祉	厚生労働省	放課後児童クラブへの送迎の交通事業者への委託に係る取扱いの周知
		運営主体が異なる介護サービス事業所等の利用者の同乗/介護サービス事業所等と居住実態がある場所との送迎/車両の空き時間活用/送迎の委託に係る取扱いの周知
		総合事業における通所型サービス等の送迎の委託に係る取扱いの明確化
農泊	農林水産省	介護保険法等に基づく移動支援等に係る道路運送法の取扱いの周知
共通	総務省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁	農泊の推進における移動手段確保に係る周知
		自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画

※令和6年10月30日時点で発出済の分野別指針